

住宅・建築物の土砂災害対策の改修費用を補助します

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) 内の住宅などが対象

市では、土砂災害特別警戒区域内の住宅または居室を有する建築物の土砂災害防止対策改修に対して「土砂対策擁壁等設置補助 (住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業)」を行います。

■受付開始…4月15日 (月) ~

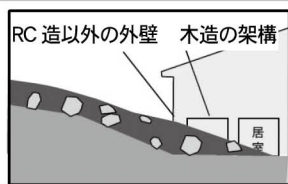
■受付場所…市都市計画課 (本庁 2階)

■補助対象…既存の住宅・建築物で土砂災害に対する構造耐力上の安全性があるものにするために必要な外壁の改修、塀の設置などを行う改修 (建築基準法施行令第80条の3に適合)

■補助金額…改修費の23% (上限75万9千円)

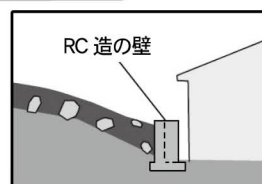
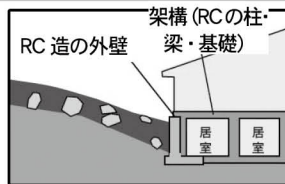
【改修のイメージ (外壁の改修や塀の設置など)】

土砂災害に対する安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する安全性を有しているもの (例)



※ RC造とは、鉄筋コンクリート造



奈良ヶ谷川で砂防の改良復旧工事が進んでいます

平成 29年 7月九州北部豪雨により甚大な被害を受けた奈良ヶ谷川 (山田) で、現在、既設の砂防ダムを「部分透過型」に改良を進めています。部分透過型にすることで、土石流の捕捉効果を維持しながら、流木の捕捉効果を向上させます。

その他の砂防の改良復旧工事箇所も、早期復旧に向けて工事を進めています。

☎ 福岡県朝倉県土災害事業センター災害砂防第2課 (☎ 41-4093)



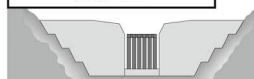
不透過型 (既設)



部分透過型 (改良後)



透過型



「部分透過型」は、隙間を設け、平常時に水や土砂を下流に流す「透過型」と、隙間はなく、平常時も水や土砂を下流に流さない「不透過型」の両方の特徴を持ちます。

必要な場合は郵便物の転送手続きの更新を!

みなし仮設住宅などで郵便物が届かない人はいませんか? 転送期間には期限がありますので、ご確認をお願いします。更新の場合は、再度、郵便局で手続きが必要です。まずは郵便局にお問い合わせください。